

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十六号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月十七日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十八年五月十七日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十八年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

表常時介護を要する状態の項中「十万四千二百九十円」を「十万四千九百五十円」に、「五万六千六百円」を「五万七千三十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千五百二十円」に改める。